

日本微生物学連盟が関与する催事に関する取り扱い規程

(目的)

第1条 本規程は、日本微生物学連盟（以下、連盟）が関与する催事の基準および開催手続きを定める。

(定義)

第2条 連盟が関与する催事には、主催・共催・協賛・後援の区分を設け、それぞれ以下のように定義する。

(1) 主催は、連盟が実施の主体となり自己の責任において催事を開催する場合をいう。

(2) 共催は、連盟を含む複数の団体等が実施の主体となり、共同でその催事を開催する場合をいう。主体が連盟を含む複数の団体等であること以外は主催と同義であり、協賛や後援に比べて催事への連盟の関与の度合いが強い場合をいう。

(3) 協賛は、第三者が開催の主体になる催事について、連盟がその趣旨に賛同し、支援することをいう。後援と同義であるが、支援にあたって連盟が協賛金などの費用負担や一定の労務を提供する点で後援とは異なる。

(4) 後援は、第三者が開催の主体になる催事について、連盟がその趣旨に賛同し、支援することをいう。協賛と同義であるが、連盟が費用や労務の負担を行わない点で協賛とは異なる。

(適用基準)

第3条 主催及び共催 連盟が催事を主催または共催する場合は、連盟の活動方針に則っていることを基準として個別に判断する。

2 協賛及び後援 原則として、協賛は連盟に加盟している団体による催事にのみ適用する。後援は任意の団体の催事に適用できる。いずれも連盟の活動方針に則っていることを基準として個別に判断する。

(手続き)

第4条 主催・共催・協賛・後援に関する諸手続は、別途定める申し合わせの内容に従って行うこととする。

(改廃)

第5条 本規程の改廃は理事会の議決を経て行う。

附則

1. 本規程は2022年6月9日の理事会決定により制定し、2022年6月10日より施行する。